●水質浄化

水質浄化のために、エアレーション設備及び植物浄化施設の設置などの環境整備事業も行っています。

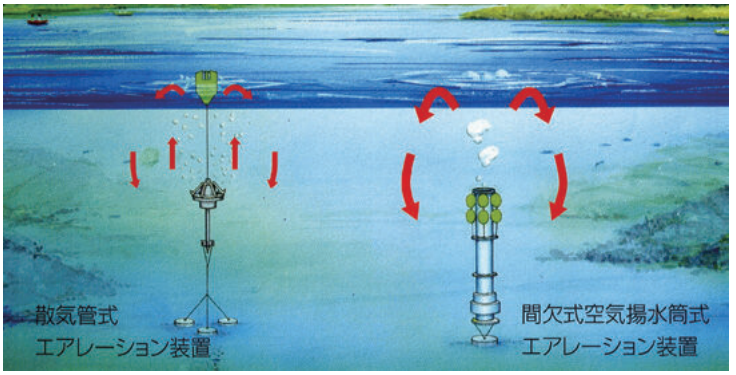

エアレーション装置により、深いところの冷たい水が空気と一緒に表面に押し上げられ、表面付近の温かい水とかき混ぜられます。この循環で、藻類を光の届かない深いところに巻き込むことによりその増殖を抑え、また表面付近の水温を下げ藻類の生息をしにくくします。

棚田に湖水を通してチッソ・リンなどを取り除いています。

補償概要

ダム建設によって水没した地域は、当時津久井郡城山町、津久井町及び相模湖町の3町11地区で、このうち8地区に280戸の水没世帯があり、ほかに小学校1、寺3が水没しました。

▲水没前の各地区

職業は、多種多様で観光地として旅館を始め、雑貨商、飲食店、ネジ、製紐工場、兼業農家、勤め人も多く、現在は相模原市内津久井湖の周辺等にそれぞれ移転しております。

項目	種別	単位	数量
世帯	水没	世帯	280
	土地関係	〃	512
人員	水没移住者	人	1,435
土地	田	坪	39,314
	畑	〃	180,223
	宅地	〃	49,590
	墓地	〃	1,928
	山林その他	〃	426,652
立竹木	用材林	本	95,535
	薪炭林	坪	239,484
	竹林	〃	13,130
	果樹	本	5,568
	特用樹	坪	21,343
	〃	本	40,052
	観賞樹	〃	27,097

項目	種別	単位	数量
建物	住宅	坪	7,141
	非住宅	〃	5,780
公共建物	学校	校	1
	寺	寺	3
	神社	社	2
	農協	所	1
道路	県道	メートル	3,292
	町村道	〃	3,066
橋梁	橋梁	カ所	4
	延長	メートル	868
特殊補償	漁業権	件	1
	電柱移転	〃	2
	送水管付替	〃	1

■ 事業年表（●印は、相模川高度利用事業関係）

期日（年月日）	事項
S28・4・1	相模川水系治水協定締結
33・3・29	水時防災操作）を実施
	城山ダム完成後、初の緊急放流（異常洪
35・2・9	所となる
	組織再編により相模川水系ダム管理事務
	運用開始
	ダム・宮ヶ瀬ダムとの本格的な3湖総合
	宮ヶ瀬ダムの完成に伴い相模ダム・城山
4・1	用開始
	宮ヶ瀬ダムの一部運用開始に伴い総合運
12・18	寒川取水堰（魚道）の改良工事完成
	寒川沈砂池堆砂処理施設完成
	●相模川高度利用事業施設の管理開始
	●相模川高度利用事業竣工式
	城山事務所寒川出張所設置
	津久井湖に舟艇286隻の運行許可
36・2・21	●取水開始
10・14	●相模川高度利用建設事務所設置
37・2・13	串川取水路完成
	●工事着手
	定書」締結
	に関する基本協定書」及び「工事委託協
	者間で「相模川高度利用事業の共同施設
39・3・30	●神奈川県、横浜市、横須賀市の共同事業
9・1	●地方公営企業法の全部適用
40・3・9	城山貯水池全部湛水（満水面　標高124m）
3・31	●相模川高度利用事業調査開始
4・1	城山ダム完成
5・27	総合開発局城山事務所庁舎完成
41・4・1	相模川総合開発建設事務所を設置
44・4・1	相模川総合開発調査事務所を廃止し、
	関する基本協定及び工事委託協定等締結
	県と3市間に相模川総合開発共同事業に
	相模川総合開発総合施策要綱発表
	事業の廃止を県議会で議決
	用する条例並びに相模川第2次河水統制
	発共同事業に地方公営企業法の全部を適
	開発共同事業基本計画及び相模川総合開
	相模川総合開発事業の実施、相模川総合
	相模川総合開発調査事務所を城山町に設置
	を決定
	相模川総合開発事業に寒川取水案の採用
	県、横浜市、横須賀市及び川崎市の間で
	の基本計画案議決
	事業（後に、相模川総合開発事業と改称）
	定例県議会で、相模川第2次河水統制
	予備調査開始